

越谷市公契約条例に係る特約条項

(労働報酬の支払い)

第1条 受注者は、越谷市公契約条例（平成28年条例第51号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する労働者等（以下「労働者等」という。）に対し、条例第6条第1項に規定する額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。

2 受注者は、条例第2条第3号に規定する受注関係者（以下「受注関係者」という。）が労働者等に対して支払った賃金等が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分が支払われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(履行状況報告書の作成及び提出)

第2条 受注者は、越谷市公契約条例施行規則（平成28年越谷市規則第105号。以下「規則」という。）第7条の規定による履行状況等報告書を作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(労働者等への周知)

第3条 受注者は、次に掲げる事項を作業場の見やすい場所に掲示し、又は交付することにより、労働者等に適切に周知しなければならない。

- (1) 条例が適用される労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 条例第7条第5号の規定による申出（以下「申出」という。）をする場合の申出先
- (4) 申出をしたことを理由に、解雇、請負の契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。

(不利益取扱いの禁止)

第4条 受注者は、労働者等から申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(社会保険の加入)

第5条 受注者は、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険」という。）並びに労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険に、事業主として加入するとともに、受注関係者の社会保険の加入状況を確認し、加入していない場合は、その加入について指導又は助言をしなければならない。ただし、社会保険及び労働者災害補償保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている場合は、この限りでない。

(受注関係者との適正な契約)

第6条 建設工事の受注者は、標準見積書の参照等により必要な法定福利費を把握し、受注関係者との適正な契約の締結に努めなければならない。

2 受注者は、受注関係者との契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 受注者に準じて第1条及び第4条の規定を遵守すること。
- (2) 次条第2項の規定による市長からの協力の求めに応じるよう努めること。

(立入調査等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に受注者の事業所等へ立入り、労働者等の労働条件が分かる書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。

- (1) 労働者等から申出があったとき。
- (2) 条例に定める事項の履行状況等を確認するため必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業所に立入調査をさせることについて、協力を求めることができる。

3 受注者は、第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第8条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者又は受注関係者が契約において定められた事項に違反していると認めるときは、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう受注者に求めなければならない。

2 受注者は、前項の規定により是正するために必要な措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、その内容を市長が定める期日までに報告しなければならない。

(公表)

第9条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより公表することができる。

(1) 第7条第1項若しくは第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は同条第1項若しくは第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(2) 前条第2項の規定による是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。